

# 《議題2》資料1（議題説明資料）

## 千葉県職員倫理規則の運用の変更について

「県土整備部における不適正事案に係る検討会議」からの提言を踏まえて、利害関係者との飲食の届出制度について、より事務負担の少ない簡便な届出の方法を導入することにより、制度の実効性を確保することとしたい。

### 1 検討会議からの報告書、提言及び今後の取組方針の内容

報告書	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 届出制度の実効性を確保するとともに、意見交換や情報収集のために必要な利害関係者との会食を阻害することのないよう、職員及び利害関係者の負担軽減に配慮する必要がある。</li><li>○ 負担軽減となりうる具体的な例としては、以下のようなものが考えられる。<ul style="list-style-type: none"><li>・届出の前提となる「自己の飲食に要する費用」の算定に当たって、端数分の厳密な確認を不要とする</li><li>・届出の電子提出の導入</li></ul></li></ul>
提言	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 不適切な関係につながる可能性が低い飲食や透明性の確保されている飲食を届出の対象から除外することや、より事務負担が少ない提出方法を認めること等により、職員及び利害関係者双方の負担を軽減し、制度の実効性を確保する方法を検討すべきである。</li></ul>
取組方針	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 利害関係者との飲食のうち、不適切な関係につながるリスクの低いものは届出の対象外とし、また実効性を確保するため、より簡便な届出の方法を導入する。</li></ul>

### 2 現行の飲食の届出制度の運用

#### (1) 自己の飲食に要する費用の算定について

自己の飲食に要する費用を自己又は利害関係者以外の第三者が負担して利害関係者と飲食を共にする場合においては、会食の総額を出席者数で等分した価額を負担することとしており、その負担額が十分でなく実際の費用との差額分を利害関係者が負担した場合には、利害関係者から当該差額分の供応接待を受けたものと扱っている。

#### (2) 飲食の届出の提出方法について

所定の様式に自署の上、所属を経由して、紙により倫理監督者に提出することとしている。

### 3 運用の変更について

#### (1) 自己の飲食に要する費用の算定について

これまで、利害関係者と飲食を共にする場合「自己の飲食に要する費用」（自己負担額）については、その趣旨から、1円単位までの厳密な算定を求めてきたところである。

しかしながら、いわゆる割り勘における差額分程度の費用負担によって利害関係者に便宜を図ることは実際には考えにくく、国においても、この観点から、利害関係者との飲食時の割り勘については、1円単位までの厳密な割り勘までは求めない（自己の飲食費用が千円を超える場合には千円未満の端数切捨てを、自己の飲食費用が千円に満たない場合は百円未満の端数切捨てを許容する）よう、令和6年5月から運用を改善したところである。

したがって、本県においても、国の運用に準じて運用を変更することとしたい。

# 《議題2》資料1（議題説明資料）

## （2）飲食の届出の提出方法について

飲食の届出については、利害関係者と飲食を共にした職員が自署により作成し、紙により提出してきたところであるが、これまでの運用実績を見ると、同一の会食に複数の職員が参加している例が多く見られており、それぞれの職員が同一の内容の届出を作成して個々に提出することは効率的でないことから、これを自署によらない記名での提出を許容することとし、併せて、同一の会食に複数の職員が参加した場合は、連名による提出を許容することとしたい。

また、自署を不要とすることに伴い、紙で提出を求める必要性が認められなくなることから、電子メールによる提出を認めることとしたい。

なお、今後電子メール以外に、より簡便な電磁的方法による提出が可能となった場合には、その方法も認めていくこととしたい。

## 4 運用変更の時期

改正後の千葉県職員倫理規則の施行に合わせ、令和7年4月1日から変更することとしたい。